

平成16年の国際協力等の状況

平成17年2月

警察庁長官官房国際課

目次

1．総論

- (1) 国際課設置の経緯及び趣旨
 - ア 組織犯罪対策部及び外事情報部の設置並びに国際部の廃止
 - イ 長官官房国際課の設置
- (2) 国際課の役割

2．国際協力

- (1) 「国際協力分科会」の設置
- (2) インドネシア国家警察改革支援
- (3) タイ・薬物対策地域協力プロジェクト
- (4) その他の技術協力プロジェクト
- (5) 専門家派遣
- (6) セミナー等研修生の受入れ
- (7) 国際緊急援助活動
- (8) 今後の方向性・課題

3．国際社会との連携

- (1) G 8 ローマ/リヨン・グループ
- (2) 金融活動作業部会 (F A T F)
- (3) アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ (A P G)
- (4) 国境を越える犯罪に関する A S E A N + 3 閣僚会議 (A M M T C + 3)
- (5) 今後の方向性・課題

4．治安関係条約交渉への参画

- (1) 各国との刑事共助条約の締結拡大
- (2) 日中領事条約
- (3) 各国との経済連携の促進
- (4) 今後の方向性・課題

5．外国治安機関との交流

- (1) 二国間会合
 - ア 日中の警察当局間会合
 - イ 日露の警察当局間会合
- (2) 便宜供与
 - ア 外国の要人に対する便宜供与
 - イ 実務者レベルの担当官に対する便宜供与
- (3) 今後の方向性・課題

1. 総論

(1) 国際課設置の経緯及び趣旨

ア 組織犯罪対策部及び外事情報部の設置並びに国際部の廃止

最近の「世界の一体化」及び日本社会の国際化は目覚ましく、それを背景に、各国警察機関相互の関係もますます深化している。国際的な取組みにおいては、各国首脳間の治安対策推進に係る基本的な合意形成から、国内制度の改正を含め、治安対策に係る各分野ごとの具体的な施策を各国が共同して推進、実施する段階にまで至っている。また、日本国内においても、外国人の入国者数及び在留者数の増加を背景に来日外国人犯罪の検挙が増加の一途をたどっているほか、国際テロ等外国の治安事象から直ちに我が国において治安対策上の措置が必要となる場面が生じるなど、現在では、国内治安対策を推進する上でも、国際的な視点が不可欠となっている。さらに、関係国において関連施策が推進されなければ我が国の治安対策として十分でない場合もある。

このような情勢の中、国際関係業務の企画・立案・調整については、専ら企画・立案・調整を所掌する国際部よりも業務担当部局が前面に立つて行う方がより適切な場面が増加してきていることから、むしろ各業務担当部局においてこれらを担当するほうが効率的であるとされ、平成16年4月、国際関係事務を所掌事務の大きな柱とする組織犯罪対策部及び外事情報部が設置されるとともに、暴力団対策部及び国際部が廃止されたものである。

イ 長官官房国際課の設置

上記のとおり、基本的には、業務担当部局により企画・立案・調整を行うこととされたものの、警察に係る国際関係事務が全体としての確に、かつ、整合性を持って行われるよう、警察が行う国際協力に関する事務の総括、警察に係る国際会議等に関する国際機関、外国の行政機関等との連絡調整等をつかさどる課として、長官官房に国際課が設置された。

(2) 国際課の役割

国際課は、

- ・ 外国の治安機関に対する警察制度、犯罪捜査技術等に係る知識や技術の提供に関する事務のとりまとめ
- ・ 外国における災害、事故等の発生に際して行う警察による国際緊急援助活動等必要な援助に関する事務のとりまとめ
- ・ 国際組織犯罪対策等に係る国際機関、外国の行政機関等との連絡調整(多国間(国連、G8、ASEAN+3等)又は二国間で行われる国際会議及び条約締結交渉への対応)
- ・ 警察職員の海外渡航に関する事務
- ・ 警察に係る通訳体制の整備に関する事務

- ・ 警察職員の外国語能力の向上に関する事務

等をつかさどることとされている。

国際課がつかさどることとされている事務の中でも、国際協力、国際会議、国際条約及び外国治安機関との交流については、以下のように重要性が高まっている。

国際協力については、世界各国の相互依存関係の深化という一般的情勢を背景に、日本警察が有する技術やノウハウについて世界各国から高い評価を受けるとともに技術移転の要望が寄せられており、「良い統治（グッド・ガバナンス）」の重要性及びその実現のための警察による国際協力の重要性の認識が高まっている中、我が国政府の一員として、警察には積極的な国際貢献が要請されている。また、警察による国際協力は、開発途上国の治安機関の能力向上や、外国治安機関との良好な関係の構築につながり、ひいては国際テロ・国際組織犯罪対策や海外邦人安全対策に資することから、その重要性は一層高まっている。

国際会議については、薬物や銃器の不正取引、人身売買、マネー・ローンダリング等の国際組織犯罪や国際テロに対する国際的な取組みの必要性が高まる中、国際組織犯罪対策や国際テロ対策が主要な議題となる国際会議や地域間会合も活発に開催されるようになっている。警察庁としては、国際会議の結果を踏まえて犯罪対策や防犯施策を推進するとともに、国際会議に積極的に参画し、国際的な犯罪対策のルール作りへ貢献することが求められている。

国際条約については、犯罪対策を始めとする国民生活の安全に関連する条約の締結交渉が多く行われており、条約策定により、犯罪対策等に関する取組みが各国に義務付けられることとなるため、各国によるこれらの取組みの制度的基盤の整備が期待される。警察庁としても、条約締結交渉に積極的に参画することが必要である。

外国治安機関との交流については、国際社会が協調して国際組織犯罪等の治安問題へ取り組む必要性が強調される中、我が国として、各国の治安機関との間での直接的な交流を進め、こうした交流を通じて実質的・具体的な協力関係を構築することが不可欠である。

このような状況を踏まえ、国際課としては、国際協力、国際会議、国際条約締結交渉、外国治安機関との交流等に係るとりまとめや連絡調整に重点を置くことにより、警察庁の各業務担当局部により行われる各種国際関係業務に対する支援を効果的に行うこととしている。

2. 国際協力

平成16年、国際協力の重要性の高まりを踏まえ、警察庁では、日本警察による「国際協力の在り方」に関する警察庁としての基本的考え方、国際協力推進上の問題点等について検討することを目的に、「国際協力分科会」を設置した。また、(2)～(4)のODA事業を中心に、警察職員の専門家派遣、外国治安機関からの研修生の受入れを実施するなど積極的に国際協力を行った。

さらに、海外における大規模な災害の発生に際し、日本警察から国際緊急援助隊を派遣し、人命救助等の活動を行った。

(1) 「国際協力分科会」の設置

日本警察による国際協力(外国への専門家派遣、外国からの視察・研修の受入れ、国際緊急援助活動、文民警察活動等)の在り方に関する警察庁の基本的考え方、国際協力推進上の問題点等について検討するため、平成16年9月、警察行政総合検討委員会に「国際協力分科会」(官房長を会長とし、関係課長等により構成。)を設置し、日本警察による「国際協力の在り方」に関する警察庁としての基本的考え方、政府開発援助(ODA)の推進に関する留意事項を検討した。平成17年も引き続き検討を行っている。

(2) インドネシア国家警察改革支援

インドネシアでは、平成11年に国家警察が国軍から分離・独立して以来、国家警察の民主化改革が推進されている。警察庁では、この改革を支援するため、独立行政法人国際協力機構(JICA)との協力の下、「インドネシア国家警察改革支援プログラム」として、専門家の派遣や研修員の受入れ等による技術協力を実施している。この警察支援事業は、一国の警察制度改革を支援するという画期的なものであり、国際的にも注目を集めている。

本プログラムでは、平成13年以降、警察庁から「国家警察長官政策アドバイザー」を全体の統括責任者として派遣し、平成14年からは、ブカシ警察署をモデル警察署として、「市民警察活動促進プロジェクト」を開始し、「組織運営」、「通信指令」、「現場鑑識」の各分野について専門家を派遣している。また、「教育訓練」や「薬物対策」の専門家、さらに、平成14年の爆弾テロ後の治安回復を目指すバリ州警察本部に対し、「本部長アドバイザー」として専門家も派遣している。

平成16年中には、「市民警察活動促進プロジェクト」が進展し、ブカシ警察署管内に交番が設置され、これに合わせて、同警察署に交番の運用方法等を協議する「交番タスク

フォース」が設置された。また、薬物対策については、乱用されている薬物等について解説した薬物捜査員向けのマニュアルを作成した。

我が国国内における研修としては、平成16年も引き続きJICAとの共催で「インドネシア警察行政セミナー」を開催し、兵庫・神奈川・新潟県警察において計24名を受け入れた。

(3) タイ・薬物対策地域協力プロジェクト

本プロジェクトは、世界最大級の薬物密造地域である「ゴールデン・トライアングル」地域周辺の薬物対策強化のため、平成14年から3年間のプロジェクトとして開始されたものである。これは、警察庁としては初の、また、JICAとしても例の少ない、複数の国を支援対象とする「広域プロジェクト」であり、タイを拠点として、同国及びその近隣のカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムを対象に、薬物分析技術、特に同地域で大きな問題となっているアンフェタミン型興奮剤(ATSS)の成分分析技術向上を支援するなど同地域における薬物取締能力の強化を目指している。

平成16年中には、タイ法務省麻薬統制委員会事務局(ONCB)に対して派遣されている専門家(「薬物取締」、「薬物分析」及び「薬物情報システム」の各分野に3名)が、タイ及びその近隣国における薬物取締や薬物不純物分析に関するセミナーの開催や、ONCB担当者に対する薬物情報分析システムの構築に関する指導等を行った。

(4) その他の技術協力プロジェクト

フィリピンに対しては、従来から国家警察に警察科学捜査(初動捜査)専門家と警察科学捜査(鑑識)専門家の2人を派遣しており、平成16年も科学捜査セミナーの開催等の活動を行っている。これに加えて、フィリピン薬物取締庁(PDEA)に対する薬物犯罪対策支援としては、平成16年中にも継続して短期専門家の派遣等を行ったが、支援を強化するため、新たに「フィリピン薬物法執行能力向上プロジェクト」としてフィリピンに長期専門家を派遣することとした(平成17年1月に派遣済み。)

また、中南米地域における交番制度の技術移転の中南米地域におけるモデルケースとするため、新たに「ブラジル地域警察活動プロジェクト」としてブラジルへの長期専門家の派遣やブラジルからの研修員の受入れ等の協力を行っていくこととした(平成17年1月に派遣済み。)

(5) 専門家派遣

警察では、(2)～(4)の事業を中心に、JICAと協力して開発途上国に専門家を

派遣して技術移転を図っている。専門家による技術指導分野は、交番制度、鑑識技術、薬物対策等多岐にわたっており、また、派遣期間も「長期」(1年以上)、「短期」(1年未満)と様々である。

平成16年には、JICA専門家枠で、派遣継続中の者も含め、計5か国へ計26名の警察職員を派遣した(別表1参照)。

(6) セミナー等研修生の受入れ

警察庁においては、(2)から(4)の事業を中心に、警察庁独自又はJICAと協力して、開発途上国から研修員を招聘しセミナーや会議を開催している。

その内容は、交番制度、薬物対策、情報通信と多岐にわたっており、その形態にも、複数国から研修員を招聘して行う集団研修と、特定の国から研修員を招聘して行う国別研修がある(別表2参照)。

平成16年においては、集団研修として「国際捜査セミナー」、「薬物犯罪取締セミナー」、「国際テロ事件捜査セミナー」等を実施し、また、国別研修として「中国公安部捜査幹部研修セミナー」、「インドネシア警察行政セミナー」、「パキスタン警察行政セミナー」等を実施し、計52の国・地域から計220名を招いて研修を実施した。

(7) 国際緊急援助活動

我が国では、外国において大規模な災害が発生した場合に、被災国政府又は国際機関の要請に基づき国際緊急援助隊を派遣することとしている。警察においては、都道府県警察の中から国際緊急援助隊員を指名して迅速な派遣ができる体制を整えるとともに、平素から、迅速かつ効果的な救助活動を行うため、訓練や研修に参加している。

平成16年には、2月に発生したモロッコにおける地震災害の際に国際緊急援助隊の隊員として警察職員7名(警察庁、警視庁及び神奈川県警)を現地に派遣し、現地で捜索・救助活動支援を行った。

また、同年12月に発生したインドネシア・スマトラ島沖における地震及び津波災害では、警察職員15名(警察庁及び警視庁)を現地に派遣し、被災者の捜索活動を行ったほか、翌平成17年1月からは、身元不明遺体の身元解明支援のためDNA型鑑定専門家等5名(警察庁及び警視庁)を追加派遣した。

また、国際緊急援助活動に関する研修、訓練としては、JICAが主催する国際緊急援助隊チームリーダー研修(1月開催)や総合訓練(8月開催)に、警察庁及び関係都道府県警察の職員が参加した。

警察からの国際緊急援助隊派遣状況

年 月	派遣先	災害の内容	出動人員
平成2年6月	イラン	地震	6
平成2年7月	フィリピン	地震	11
平成5年12月	マレーシア	豪雨・ビル倒壊	11
平成8年10月	エジプト	ビル倒壊	9
平成11年1月	コロンビア	地震	15
平成11年9月	台湾	地震	45
平成15年5月	アルジェリア	地震	19
平成16年2月	モロッコ	地震	7
平成16年12月	タイ	津波	15
平成17年1月	タイ	津波	5

(8) 今後の方向性・課題

現在、我が国の国際協力については、従来の「ハード」(施設・物資)中心の協力から、技術協力のような「ソフト」(知識・人的貢献)の協力が重視されつつあり、その中でも、被援助国の発展に不可欠な「ガバナンス支援」が重視されつつある。このため、我が国に対する警察分野での技術協力の要請は、今後ますます増加していくものと考えられる。

こうした中、警察庁においては、必要な人材や受入れの体制を確保した上で、経験や蓄積したノウハウを活かした効果的な技術協力を行っていくことが重要である。また、ODA全般について評価の充実が求められているため、警察分野の技術協力についても、その成果を可能な限り把握し、これを今後の案件選定にいかしていく必要がある。また、我が国の治安対策に資する案件については、より積極的な対応をすべきと考えられ、具体的には、国際協力分科会で検討していくこととしている。

さらに、国際緊急援助活動については、平成16年のスマトラ島沖大規模地震に伴う津波被害に対しDNA型鑑定専門家等を派遣するなど、従来の救助チーム派遣以外の新たな展開が生じているため、活動分野の拡大を含め、国際的な緊急援助のニーズに柔軟に対応できる体制を整備していく必要がある。

別表 1 平成 16 年中の専門家派遣実績

(1) 平成 15 年以前に派遣された専門家

	階級	出発日	帰国日	長短	派遣国	派遣先機関	指導内容
1	警視監	H13.2.10	H17.8.9	長期	インドネシア	国家警察	国家警察長官政策アドバイザー
2	警部	H14.10.25	H17.6.15	長期	タイ	薬物統制委員会事務局	チーフアドバイザー / 薬物取締
3	警部	H14.12.5	H17.6.15	長期	タイ	薬物統制委員会事務局	薬物分析
4	警視	H14.12.15	H17.2.20	長期	インドネシア	国家警察	組織運営 / プロジェクト・リーダー
5	警部補	H14.12.15	H17.2.20	長期	インドネシア	国家警察	薬物対策
6	技官	H14.12.25	H17.6.15	長期	タイ	薬物統制委員会事務局	薬物情報システム
7	警部	H15.5.29	H17.5.28	長期	フィリピン	国家警察	警察科学捜査 (初動捜査)

(2) 平成 16 年中に派遣された専門家

	階級	出発日	帰国日	長短	派遣国	派遣先機関	指導内容
1	警部補	H16.1.8	H16.3.7	短期	フィリピン	薬物取締庁	薬物取締
2	技術吏員	H16.1.8	H16.3.7	短期	フィリピン	薬物取締庁	薬物分析
3	技官	H16.1.8	H16.3.7	短期	フィリピン	薬物取締庁	薬物情報システム
4	巡査部長	H16.1.19	H16.3.27	短期	タイ	薬物統制委員会事務局	薬物捜査
5	技官	H16.2.15	H16.2.28	短期	フィリピン	国家警察	指紋鑑識
6	警部	H16.2.21	H18.2.20	長期	インドネシア	国家警察	通信指令
7	警部	H16.3.14	H16.12.13	短期	インドネシア	国家警察	教育訓練
8	警部	H16.3.14	H18.3.13	長期	インドネシア	国家警察	現場鑑識
9	警部補	H16.7.14	H16.9.23	短期	タイ	薬物統制委員会事務局	薬物取締
10	警視監	H16.9.13	H16.9.18	短期	シンガポール	在外技術研修講師 (交番セミナー)	第三国研修 (交番システムの現況)
11	警視	H16.9.13	H16.9.18	短期	シンガポール	在外技術研修講師 (日本の交番システム)	第三国研修 (交番システムの現況)
12	警部補	H16.9.16	H18.9.15	長期	フィリピン	国家警察	警察科学捜査 (鑑識)
13	警部補	H16.9.25	H16.10.24	短期	ブラジル	サンパウロ州科学技術警察	捜査鑑識技術
14	警部補	H16.9.25	H16.10.24	短期	ブラジル	サンパウロ州科学技術警察	捜査鑑識技術
15	技官	H16.9.25	H16.10.24	短期	ブラジル	サンパウロ州科学技術警察	捜査鑑識技術
16	警部補	H16.11.11	H16.12.29	短期	タイ	薬物統制委員会事務局	薬物取締
17	警部	H16.12.6	H16.12.18	短期	タイ	保険省コンケン病院	交通安全教育
18	警視正	H16.12.6	H16.12.11	短期	シンガポール	シンガポール警察	第三国研修 (日本の交通安全事情 1)
19	警視	H16.12.6	H16.12.11	短期	シンガポール	シンガポール警察	第三国研修 (日本の道路交通教育 2)

別表2 平成16年中の研修員受入れ等の実績

(1) JICA研修員受入事業

	事業名	参加国	人数	実施期間
集団 研修	国際鑑識セミナー	ベリーズ、コロンビア、ドミニカ、ガイアナ、インドネシア、パレスチナ	7	16.1.19～2.6
	国際捜査セミナー	インドネシア、フィジー、パナマ、イエメン、パプアニューギニア、ブラジル、ベネズエラ、チュニジア	8	16.4.12～4.30
	上級警察幹部セミナー	コロンビア、エルサルバドル、マーシャル、ミクロネシア、パラオ、東ティモール、ウルグアイ、オマーン、トルコ、ベネズエラ	10	16.6.14～6.29
	国際テロ事件捜査セミナー	インドネシア、フィリピン、パキスタン、アフガニスタン、セルビア・モンテネグロ、マレーシア、タイ、ケニア、エストニア、エチオピア、レバノン	15	16.9.5～9.19
	薬物犯罪取締セミナー	インドネシア、フィリピン、カンボジア、ネパール、ドミニカ共和国、ペルー、トルコ、マレーシア、タイ、ミャンマー、パキスタン、コスタリカ、パナマ、コロンビア、ウルグアイ、セルビア・モンテネグロ	18	16.9.27～10.15
	警察情報通信セミナー	インド、インドネシア、スリランカ、バングラディッシュ、フィリピン、モルジブ、ラオス、ウルグアイ、エクアドル、コロンビア、トンガ、ニジェール、ペルー、ルーマニア	15	16.2.3～2.22
	シンガポール第三国研修「交番システム」本邦補完研修	モンゴル、ウガンダ、ベリーズ、モルジブ、東チモール、インドネシア、タイ、パプア・ニューギニア、ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジア、スリランカ、フィジー、ブルネイ、インド、マレーシア、シンガポール	26	16.9.27～10.1
個別 研修	インドネシア警察行政セミナー		24	16.8.20～10.8
	イラク警察研修		10	16.9.27～10.4
	中国公安青年幹部研修		25	16.10.25～11.11
	中国公安部捜査幹部研修セミナー		10	16.11.15～12.3
	ブラジル公共保安セミナー		10	16.3.8～3.19
	パキスタン警察行政セミナー		6	16.3.3～3.16

(2) 警察庁独自ODAによる国際会議

事業名	ODAによる招へい国	人数	実施期間
アジア・太平洋地域薬物取締担当実務者会議	マレーシア、フィリピン、中国、インド、インドネシア、カンボジア、ラオス、ベトナム、タイ、ミャンマー、フィジー、ネパール	36	16.2.3～2.6

3. 国際社会との連携

主要国首脳会議（サミット）においては、近年特に、国際組織犯罪、国際テロ等に関する問題が取り上げられているが、平成7年のハリファクス・サミットにおいて設置が決定された、「G8国際組織犯罪対策上級専門家会合（G8リヨン・グループ）」において、実務的な検討が頻繁に行われているほか、平成9年以降は「G8司法・内務閣僚級会合」も開催されている。また、国際組織犯罪や国際テロの活動基盤となり得るマネー・ローンダリング対策における国際協調の推進のため、平成元年以降OECDメンバー国を中心に「金融活動作業部会（FATF）」が設けられているほか、平成9年以降はアジア・太平洋諸国で構成される「アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ（APG）」が設置されている。

警察庁においては、これらの国際的な取組みの発足当初から積極的に参画しており、国際課では、警察庁からの会議への出席、我が国の対処方針策定に係るとりまとめ等を行っている。

（1）G8ローマ/リヨン・グループ

「G8国際組織犯罪対策上級専門家会合」（G8リヨン・グループ）では、平成8年の「国際組織犯罪と闘うための40の勧告」の策定以降、法執行、司法協力、銃器対策、人の密輸、ハイテク犯罪等の分野における国際的な実施基準作りやプロジェクトの提案・実施に関する検討が各サブ・グループにおいて進められており、警察庁では、関係課が毎回出席するなど、積極的に議論に参画している。特に、現在6つあるサブ・グループのうち法執行サブ・グループにおいては、児童ポルノデータベースに関するプロジェクトやスカイ・マーシャルの導入プロジェクト等、警察に関連の深い議題を多く取り上げており、警察庁は、関係省庁から成る我が国代表団の同サブ・グループの取りまとめ官庁として、中心的な役割を担っている。また、「G8司法・内務閣僚級会合」についても、例年、警察庁から幹部が出席し、我が国の取組み状況を報告するとともに、G8閣僚声明やコミュニケの策定に貢献している。

平成16年には、議長国米国において、G8ローマ/リヨン・グループ会合が2月、4月及び11月に開催され、警察庁からは、各会合に国際課を始め関係課の担当者が出席して活発に議論に参加した。また、司法・内務閣僚級会合が5月に開催され、警察庁次長が出席してスカイ・マーシャルの実施について言及するなど、積極的に議論に参画した。

また、平成16年6月のシーアイランド・サミットにおいては、米国の提案によって、主にテロ対策に関する包括的な行動計画である「S A F T I (Secure and Facilitated International Travel Initiative:安全かつ容易な海外渡航イニシアティブ)」が採択された。その後、その実施に向け、G8ローマ/リヨン・グループにおいて検討することとなり、11月には、既存の5つのサブ・グループ（法執行、刑事法、移民専門家、ハイテク犯罪

及びテロ専門家会合)に加えて、S A F T I 交通・保安サブ・グループが設置され、同サブ・グループに警察庁からも関係課の担当者が出席し、積極的に議論に参画した。

また、平成17年には、議長国英国において、既に行われた1月会合に続いて、4月及び11月にG8ローマ/リヨン・グループ会合が、6月に司法・内務閣僚級会合が、それぞれ開催される予定であるところ、英国も、新規に銃器の不正取引対策、DNAデータベースの共有、国際テロと国際組織犯罪の関連性分析等に関するプロジェクトを提案している。

警察庁としては、引き続き、法執行サブ・グループの我が国代表団内の取りまとめを行うほか、我が国の取組み状況や技術・経験に関する情報の提供を含め、積極的に議論に参画していく必要がある。

(2) 金融活動作業部会 (F A T F : Financial Action Task Force)

「金融活動作業部会」(F A T F)¹⁾では、平成2年の「40の勧告」の策定以降、勧告内容の実施を促すため、参加国の相互審査を行っているほか、マネー・ロンダリング対策として、マネー・ロンダリングの犯罪化及びその前提犯罪の拡大、金融機関等による顧客の身元確認、疑わしい取引についての権限ある当局への報告、不法収益の没収及びその保全、国際協力の強化、法人形態の透明性の向上、金融機関以外の者(不動産業者、貴金属・宝石取扱業者、弁護士及び会計士)への対策の拡大等について検討が行われている。

警察庁では、平成16年中、前年に改訂された「40の勧告」に基づく相互審査等に使用する評価基準作成のため東京において開催されたワーキング・グループ(1月)及びパリで開催された3回の全体会合等(2月、6月及び10月)に関係課が出席するなど、積極的に参画した。

注) F A T Fの参加国・地域及び機関

平成16年11月末現在の参加国・地域及び機関は、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、香港、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、ロシア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国、欧州委員会(European Commission)、湾岸協力理事会(Gulf Cooperation Council (GCC))の計31か国・地域及び2国際機関。

(3) アジア・太平洋マネー・ロンダリング対策グループ (A P G : Asia/Pacific Group on Money Laundering)

A P Gでは、現在、マネー・ローンダリング手口の分析と情報交換を行っているほか、A P G加盟国間における相互審査を実施するなどの活動を行っている。

警察庁では、平成16年には、10月に開催されたブルネイでのタイポロジー（類型分析）会合において、最近の地下銀行事犯の事例報告・類型分析に加え、その対策に関するプレゼンテーションを行うなど、同グループの活動に積極的に参画した。

注） A P Gの参加国・地域及び機関

平成16年6月末現在のメンバー国・地域は、オーストラリア、バングラデシュ、ブルネイ、カンボジア、台湾、クック諸島、フィジー、香港、インド、インドネシア、日本、韓国、マカオ、マレーシア、マーシャル諸島、モンゴル、ネパール、ニュージーランド、ニウエ、パキスタン、パラオ、フィリピン、サモア、シンガポール、スリランカ、タイ、米国、バヌアツの28か国・地域。

（4）国境を越える犯罪に関するA S E A N + 3閣僚会議（A M M T C + 3）

米国における同時多発テロ事件やインドネシア・バリ島における爆弾テロ事件の発生等を契機として、平成16年1月、タイにおいて、A S E A N 10か国に日本、中国及び韓国（+3）を加えて「国境を越える犯罪に関するA S E A N + 3閣僚会議」第一回会合が開催され、警察からは、国家公安委員会委員長、国際第一課長等が出席した。会議では、テロ、薬物犯罪等の国境を越える犯罪対策に関する参加国関係機関の連携強化について議論を行い、コミュニケを採択した。

本閣僚会議においては、テロ、薬物犯罪、海賊、人身取引、武器密輸、国際経済犯罪、マネー・ローンダリング及びサイバー犯罪の8分野について、各分野ごとにA S E A Nのいずれかの国が推進主体となってA S E A N + 3での協力を推進し、日本、中国及び韓国はこれを支援することとされた。そこで、平成17年冬に開催予定の第2回閣僚会議に向け、事務レベル会議を開催するなどして具体的な協力の枠組みや課題等について検討が進められており、警察庁として引き続き参画する必要がある。

（5）今後の方向性・課題

国際組織犯罪対策・テロ対策において国際協調の重要性がますます強調される中、我が国としても、国際社会の動向を的確に把握し、時機を失することなく対応するとともに、我が国において蓄積された組織犯罪対策、防犯対策等に係るノウハウを実効ある形で国際社会に提供し、国際社会における治安維持・犯罪防止の在り方につき主体的に提案していく姿勢が極めて重要である。

そこで、警察庁としては、今後、引き続きG8ローマノリヨン・グループ、F A T F及

びA P G等の国際会議における議論に積極的に参加し、そこで得た各国の取組み状況に関する情報や議論の内容を国内での犯罪対策・防犯施策策定に効果的に反映させていくとともに、国際社会における国際組織犯罪対策・テロ対策の枠組み作りに際し、いかなる貢献・提案が可能なのかを検討していくことが求められている。また、AMMTC + 3を始め、アジアにおける地域的連携のための取組みはようやく始まったところであり、我が国の治安への影響の大きさからも、今後、警察庁としても積極的な貢献が求められるものと考えられる。

4. 治安関係条約交渉への参画

近年、日本が締結する条約の数は年々増加しているが、対象分野は広範にわたり、内容は国民生活と密接に関係するようになってきている。犯罪対策を始めとする国民生活の安全に関連する内容を含む条約も少なくない。また、国際組織犯罪防止条約やサイバー犯罪条約など、犯罪対策自体を目的とする条約の策定も活発に行われている。

警察庁では、治安の観点から重要と認められるものに重点を指向しつつ、条約を始めとする様々な国際ルールの形成過程に積極的に参画しており、特に重要な条約交渉の場には、国際課長が参加するほか、その他の条約交渉についても、条約の案文の起草、我が国の対処方針の策定等に関し、必要な連絡調整に当たっている。

(1) 各国との刑事共助条約の締結拡大

国際犯罪捜査を行う上で、外国に所在する証拠について、当該外国に要請し、証拠の提供を受けることが必要となる場面が少なくない。このような外国との共助については、通常国際礼譲に基づいて行われており、必ずしも要請された共助が実施されるとは限らない。また、共助要請の発受が外交ルートを通じて行われているために、要請された共助が実施されたとしても、迅速に回答を得ることが困難である。そこで、共助の実施を条約上の義務とすることにより確実な共助の実施を期するとともに、共助要請の発受を行う中央当局を指定することにより手続の迅速化を図るため、各国との刑事共助条約の締結が求められている。

平成16年中は、平成15年8月に我が国初の二国間の刑事共助条約として署名された「刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約」(日米刑事共助条約)について、5月に条約締結の国会承認が得られた。さらに、7月には日韓首脳会談において日韓刑事共助条約の交渉開始が合意され、11月にはソウルで第1回交渉会合が開催されて警察庁からも国際課長等が出席した。

警察庁としては、現在交渉中の日韓刑事共助条約の早期締結に向けて今後とも積極的に交渉に参画していくとともに、アジア諸国を始めとする各国との同種条約締結の可能性について、我が国にとっての共助の必要性、相手国の制度等を勘案しつつ、関係省庁とともに検討を進めることとしている。

(2) 日中領事条約

領事条約とは、領事官等の特権及び免除その他の領事関係全般に関する国際法上のルールの明確化及び統一化を図るものであるところ、平成14年5月に発生した瀋陽総領事館事件を契機として、平成15年4月から日中間において領事関係国際約束の締結交渉が開

始された。平成16年中は7月までに3回の交渉会合が開催され、各回とも警察庁から出席者の派遣を行った。

警察庁としては、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」(平成15年12月・犯罪対策閣僚会議決定)において、「中国との間において交渉中の領事関係国際約束において、相手国国民を拘禁した際の領事機関への義務的通報その他の我が国における中国人による犯罪の減少に寄与し得る措置(被拘禁者の身分事項の確認等)を確保しつつ、その早期締結を目指し、協議を進める。」と規定されたことを踏まえ、被拘禁者の身分事項の確認等の事項に重点を指向し、引き続き、交渉に参画していくこととしている。

(3) 各国との経済連携の促進

現在、我が国政府として、各国との自由貿易協定(Free Trade Agreement)及び経済連携協定(Economic Partnership Agreement)の締結推進を図っているが、平成16年中は、メキシコ、フィリピン、タイ、韓国及びマレーシアとの間で交渉が行われた。特に、メキシコとの協定については9月に署名がなされ、フィリピンとの協定については11月に実質合意がなされたところ、警察庁では、各国との交渉に当たり、我が国の対処方針の策定等について、積極的な参画を行った。

警察庁としては、治安上の観点から、経済連携に係る包括的な取組みに関心を有している。特に、人の移動分野に関する交渉については、専門的・技術的労働者の受入れが求められており、不法就労、不法滞在その他の犯罪を防止するために必要な枠組みを確保するべく、引き続き、交渉過程に積極的に参画していくこととしている。

(4) 今後の方向性・課題

警察庁としては、現在交渉中の諸条約の早期締結に向けて、今後とも積極的に交渉に参画していくとともに、各条約類型ごとに、上記の方向性・課題に即した対応を行っていく必要がある。

また、昨今の国際情勢にかんがみ、いずれの地域・国との間で、いかなる協力関係を構築・強化すべきなのかを見極めた上で、条約その他の国際約束には当たらない、警察当局間協力に関する文書の策定についても、検討していく必要がある。

5. 外国治安機関との交流

我が国として、外国治安機関との協力関係の構築の重要性は近年ますます高まっており、警察庁としても、我が国と外国の警察当局間で会議を開催したり、外国治安機関から日本警察への来訪者を受け入れることを通じて、協力関係の構築及び強化に努めている。

(1) 二国間会合

各国の治安機関との間で直接的な交流を進める上で、二国間会議を行うことは極めて効果的であるとの認識の下、我が国では、協力関係の推進の必要性や外国からの要望を踏まえ、中国及びロシアとの間で、積極的に二国間の会議を行っている。

ア 日中の警察当局間会合

日中治安当局間では、国際犯罪対策における協力強化を目的とする協議の枠組みとして、「日中治安当局間協議」が設置されており、平成11年12月の第1回会合（北京）以降、実務者レベルでの会合が3回開催されている。警察庁は、外務省、法務省、財務省、海上保安庁等の関係省庁とともに毎回当協議に参画している。

他方、最近、来日中国人犯罪の検挙件数が増加傾向にあることや、前記「日中治安当局間協議」が平成14年7月の第3回会合以降開催されていなかったこと等を踏まえ、平成16年11月、警察庁と中国公安部との間の協議を東京で開催した。当協議には、中国公安部外事局副局长を団長とする中国公安部員が訪日し、警察庁政策評価審議官を団長とする我が国代表団との間で、来日中国人犯罪対策等の日中間にまたがる犯罪に関する情報交換の迅速化、積極的な捜査共助や共同取締りの実施等について、実務者レベルでの活発な意見交換を行った。

また、平成17年1月には、国家公安委員会委員長が訪中し、中国公安部長と会談を行った。

イ 日露の警察当局間会合

日露の薬物、銃器、自動車及び水産物の密輸を中心とする治安問題について双方の治安当局が共に検討する枠組みとして、平成9年以降、「日露治安当局間会合」が設置されており、現在までに4回開催されている。警察庁は、外務省、財務省、海上保安庁等の関係省庁とともに毎回当会合に参画している。

他方、特に極東における治安問題につき、警察庁とロシア内務省（極東連邦管区内務総局）とが協議を行う必要があることについて両者間で認識が一致したため、平成16年12月には、警察庁とロシア内務省（極東連邦管区内務総局）間の実務者会合がハバロフスクで開催された。当会合では、極東における銃器、薬物、自動車及び水産物の密輸問題及びこれらに係る捜査協力・共助に関して、双方の治安担当者間で率直な意見

交換を行い、双方の問題の所在が明らかになるとともに、担当者間の情報交換の過程で対応可能な措置の範囲・内容等を確認した。

(2) 便宜供与

JICA、外務省・在外公館、在京大使館等を通じて、外国の治安機関から警察庁への来訪者に対する便宜供与の依頼が増加している。このような場合に、警察庁では、警察庁長官等への表敬訪問、我が国警察関連施設の視察、我が国警察の組織や活動に関する説明会を開催し、このような機会を通じて各国の治安機関との協力関係の強化を図っている(別表3参照。)

ア 外国の要人に対する便宜供与

来訪者に対する各種便宜供与の中でも、各国の治安機関のトップレベルの要人と警察庁長官等が会談をした場合には、その機会に、双方の理解・認識が急速に深まることが期待され、現実に、相互の将来的な関係強化において極めて効果的な結果をもたらすことも少なくない。

こうした観点から、警察庁においては、各国の治安機関の要人の来訪について積極的に受け入れ、警察庁長官等との会談の機会を設けているところである。

平成16年には、3月に行われたアフガニスタンの教育大臣と警察庁長官との会談を始めとして、合計12件の各国要人の警察庁への来訪に際し便宜供与を行い、その結果、多くの意義ある会談が実現した(別表3(1)参照。)

例えば、平成16年4月に、アラブ首長国連邦(UAE)の内務省次官が来訪した際には、警察庁長官との会談において、警察官の教育訓練を通じた相互交流が提案され、この結果、本年中に、我が国の警察OBがUAEに赴き我が国の警察制度や各種犯罪への取組み状況等に関する講演を行うこととなったほか、UAEの警察官の来日が計画されることとなった。

また、平成16年4月に、米国FBI長官が来日した際には、国家公安委員会委員長及び警察庁長官との各会談において、親密な関係が醸成されるとともに、双方の問題意識や今後の協力の在り方に関する具体的な意見交換がなされ、極めて意義深いものとなった。

イ 実務者レベルの担当官に対する便宜供与

外国治安機関の要人の来訪だけではなく、協力関係の構築に当たっては、実務者レベルの交流も重要であり、各国からの実務者レベルの担当官の来訪の際にも、同様に各種便宜供与を提供している。

平成16年中に警察庁において便宜供与を実施した諸外国の治安機関からの来訪件数

(要人含む)は142件であり、前年に比し33件増加した。また、来訪人員は1021人であり、前年に比し190名増加した。また、国・地域の数は、86か国・地域に上った(別表3(2)参照。)

内訳については、アジア諸国からの来訪者が805人(全体の79%)と圧倒的に多く、次いで中近東諸国(64人、6%)、欧州諸国(49人、5%)の順となっている(別表3(3)参照。)

また、近年、中国、タイ、インドネシア、ベトナム、シンガポール等からの来訪者の増加が著しく、警察庁とアジア諸国の治安機関間の協力関係強化に向けた相互の意識の高まりが表れている。

(3) 今後の方向性・課題

国境を越えた犯罪がますます深刻化・巧妙化する中、そうした情勢に的確に対応するために、諸外国の治安機関との協力関係を一層強化していくことは、極めて重要な課題である。

二国間の治安当局間会合については、我が国が直面する国際犯罪情勢を的確に見極めた上で、いずれの地域・国との間で、いかなる協力関係を構築・強化すべきなのかを検討し、必要に応じて、各国の治安機関との間の実質的な関係作りに努めることが求められている。

また、二国間会合、便宜供与両方の場合において、外国において日本の警察職員が受ける待遇(我が国から高官が訪問した場合には、相手国の相応の立場の人が全日程同行する例も見られる)も踏まえ、相手の要望に可能な限り応えられるよう配意する必要がある。

警察庁としては、今後も、必要な人材や受入れの体制を確保した上で、諸外国の治安機関との緊密な交流を展開していくことが重要である。

別表3 平成16年中の便宜供与の実施状況

(1) 主要便宜供与対象者

- (1) アフガニスタン教育大臣(長官表敬) 3/5
- (2) 中国司法部長(長官表敬) 4/12
- (3) UAE内務省次官(長官表敬) 4/16
- (4) FBI長官(大臣表敬、長官主催昼食会) 4/23
- (5) イスラエル国家警察長官(長官表敬) 5/13
- (6) インドネシア国家警察アドバイザー(大臣表敬、長官表敬) 7/20、7/21
- (7) チリ国家警察軍長官(長官表敬) 10/8
- (8) シンガポール警察庁長官(長官表敬) 10/27
- (9) インドネシア・バリ州警察本部長(長官表敬) 11/2
- (10) インドネシア国家警察指揮幕僚学校上級講師(次長表敬) 11/22
- (11) インドネシア国家警察人事担当次長(次長表敬) 11/25
- (12) ドイツ内務大臣(大臣表敬) 12/9

(2) 便宜供与件数・人員

	件数(前年比)	人員(前年比)	国・地域数
16年	142件(+33件)	1021名(+190名)	86
15年	109件(-41件)	831名(-128名)	103
14年	150件(+26件)	959名(+243名)	99

(3) 地域別人員

地域	16年	%	15年	%	14年	%
アジア	805	78.8	523	63.0	681	71.0
欧州	49	4.8	140	16.8	111	11.6
中南米	29	2.8	56	6.7	63	6.5
大洋州	14	1.4	41	4.9	17	1.8
アフリカ	47	4.6	37	4.5	44	4.6
中近東	64	6.3	31	3.7	18	1.9
北米	13	1.3	3	0.4	25	2.6
合計	1021		831		959	

(参考) アジアの国・地域別人員

	国名	16年	15年	14年
1	中国	216	82	217
2	タイ	161	18	41
3	韓国	125	152	154
4	インドネシア	90	56	58
5	台湾	38	30	39
6	フィリピン	32	38	31
7	ベトナム	30	15	26
8	シンガポール	22	8	17
9	カンボジア	14	7	17
10	パキスタン	13	8	13
11	その他		67	95
	合計	805	523	681

(参考) 月別便宜供与件数・人員

年	区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
16年	件数	7	17	18	10	7	8	10	3	9	23	20	10	142
	人員	66	67	122	50	22	64	101	52	69	188	189	31	1021
15年	件数	8	15	12	5	3	7	7	2	8	19	15	8	109
	人員	93	99	131	19	23	78	32	32	55	121	88	60	831
14年	件数	7	12	22	9	7	14	6	7	13	18	22	13	150
	人員	23	134	95	93	34	113	44	47	56	146	103	71	959